

第11回

熊本県議会

議会運営委員会会議記録

令和7年11月27日

閉会中

場所 議会運営委員会室

第11回 熊本県議会 議会運営委員会会議記録

令和7年11月27日(木曜日)

午前10時0分開議

午前10時25分閉会

本日の会議に付した事件

- 1 知事提出議案(第1号～第48号)について
- 2 開会日(11月28日)の議事次第及び質問予定者について
- 3 熊本県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 4 県内の人口の状況について(報告)
- 5 その他

出席委員(11人)

委員長 高木健次
副委員長 橋口海平
委員 藤川隆夫
委員 城下広作
委員 松田三郎
委員 吉永和世
委員 池田和貴
委員 溝口幸治
委員 坂田孝志
委員 西聖一
委員 山口裕

欠席委員(1人)

委員 前川收

委員外議員(1人)

副議長 緒方勇二

執行部出席者

総務部

総務部長 千田真寿

総務部総括審議員

兼政策審議監 坂野定則

首席審議員兼財政課長 元田啓介

審議員兼財政課課長補佐 林田昭広

審議員兼財政課課長補佐 黒川賢一郎

選挙管理委員会事務局

書記長 藤由誠

書記長補佐 松村浩介

事務局職員出席者

議会事務局長 波村多門
議会事務局次長
兼総務課長 鈴和幸
議事課長 下崎浩一
政務調査課長 坂本誠也
総務課課長補佐 岩下洋之
議事課課長補佐 岡部康夫
総務課主幹 脇山強
議事課主幹 太田弘巳
議事課主幹 眞田美也子
議事課主事 井島美幸

午前10時0分開議

○高木健次委員長 ただいまから第11回議会運営委員会を開会いたします。

初めに、議題1、知事提出議案について、総務部長から説明をお願いします。

○千田総務部長 おはようございます。総務部でございます。

資料1の目録に沿って、本定例会に提出いたします議案等について、概要を説明いたします。

1ページの第1号から第7号までは、令和7年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計の補正予算です。

今回提案する一般会計の補正予算については、76億3,700万円の増額補正となり、補正後の予算額は、9,252億5,100万円となります。

第8号から第18号までは条例関係で、主なものを説明いたします。

第8号の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正は、熊本県知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することとしたこと等に伴い、関係規定を整備するものです。

第9号の熊本県手数料条例の一部改正は、政治資金規正法の一部改正に伴う手数料の新設等、関係規定を整備するものです。

第11号から第13号までの熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正は、基準の一部を改正する内閣府令の制定や児童福祉法等の一部改正等に伴い、関係規定を整備するものです。

第14号の障害のある人も共に生きる熊本づくり条例等の一部改正は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正を踏まえ、関係規定を整備するものです。

第15号の熊本県漁港管理条例の一部改正及び第17号の熊本県港湾管理条例の一部改正は、人件費の上昇や物価高騰による管理経費の増大に伴い、漁港及び港湾の施設使用料及び占用料の額の改定等を行うものです。

第19号は、財産の取得で、八代港臨海用地整備のための用地を取得するものです。

第20号は、令和7年度に県が施行する災害関連事業に対して町が負担すべき金額を決定するものです。

2ページをお願いします。

第21号は、西原村大切畑地区のダム本体工事について、契約金額の変更を行うものです。

第22号及び第23号は、宇土市松原地区の排水機場更新整備事業に係る契約金額及び工期の変更を行うものです。

第24号は、鹿児島本線大野下—玉名間の境川橋梁新設工事を新たに契約締結するものです。

第25号は、熊本工業高校実習棟(第四期)改築工事を新たに契約締結するものです。

第26号は、県庁行政棟新館・警察棟非常用発電設備改修工事を新たに契約締結するものです。

第27号は、上天草市の国道266号新大矢野トンネル工事に係る契約金額の変更を行うものです。

第28号は、天草市の国道389号下田南4号トンネル工事に係る契約金額の変更を行うものです。

第29号は、令和8年度の熊本市を除く県内の宝くじ発売限度額を決定するものです。

第30号から第39号までは、今年度末で指定管理期間が満了する公の施設について、令和8年4月1日からの指定管理者を指定するものです。

第40号から第47号までは、道路管理瑕疵による事故の和解及び賠償額の決定に係る専決処分の報告及び承認です。

第48号は、県有地の管理瑕疵による事故の和解及び賠償額の決定に係る専決処分の報告及び承認です。

最後に報告事項です。

報告第1号、第2号及び第6号は、職員による交通事故の和解及び賠償額の決定に係る専決処分の報告です。

報告第3号から第5号までは、工事請負契約の軽易な変更に係る専決処分の報告です。

以上、本定例会には、議決案件48件と報告事項6件を提出いたします。

また、今会期中には、人事案件についても、追加提案を予定しております。あわせて、よろしくお願い申し上げます。

○高木健次委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○高木健次委員長 それでは、知事提出議案については、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高木健次委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題2、開会日の議事次第及び質問予定者についてお諮りいたします。

それでは、議会事務局長から説明をお願いします。

○波村議会事務局長 それでは、次第の議題2を御覧ください。

開会宣言、開議の後、議長諸般の報告がございます。

次に、去る9月定例会において任命同意となりました渡辺教育委員会委員、吉田公安委員会委員及び伊牟田収用委員会委員の就任挨拶がございます。

次に、自治功労者に対する全国都道府県議会議長会の表彰状及び記念品の伝達がございます。

なお、自治功労者表彰を受けられるのは、在職20年以上の坂田議員、在職10年以上の楠本議員、河津議員、西山議員、岩本議員、松村議員、岩田議員、高島議員、中村議員及び吉田議員でございます。

次に、会議録署名議員の指名がございます。

今回は、渕上議員、山口議員及び星野議員の予定でございます。

次に、11月28日から12月19日までの22日間の会期決定の件が諮られます。

次に、議案第1号から第48号までの知事提出議案の上程及び知事の提案理由説明がございます。

その後、休会の件をお諮りして、日程通告、散会となります。

以上が、開会日11月28日の議事次第(案)でございます。

続きまして、今回の質問予定者について御説明いたします。

資料2を御覧ください。

12月4日から9日までは、一般質問でござ

ります。

4日は、自由民主党松田議員、公明党城下議員、立憲民主連合幸村議員、5日は、参政党高井議員、無所属永議員、自由民主党城戸議員、8日は、自由民主党斎藤議員、自由民主党西山議員、自由民主党西村議員、9日は、自由民主党岩本議員、熊本維新の会星野議員、自由民主党山口議員という順でございます。

説明は以上でございます。

○高木健次委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○高木健次委員長 それでは、開会日の議事次第及び質問予定者については、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高木健次委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題3、熊本県議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてお諮りいたします。

それでは、議事課長から説明をお願いします。

○下崎議事課長 それでは、資料3を御覧ください。

1ページは、規則(案)でございますので、2ページの規則案の概要で御説明いたします。

まず、1、規則の名称は、熊本県議会会議規則の一部を改正する規則でございます。

次の2、制定改廃の趣旨につきましては、令和7年8月26日に開催されました全国都道府県議会議長会主催の第1回男女共同参画委員会におきまして、標準会議規則中の産前産後期間に係る欠席届の対象を、現行の産前6週間から産前8週間に改正することが提案され、委員全員の賛同が得られたところでござ

います。

この結果を受けまして、標準会議規則の欠席事由に係る規定の見直しについて、全国都道府県議会議長会の議会運営等問題協議会で検討されることとなりました。

つきましては、本県におきましても、議員活動と家庭生活の両立を可能とする環境を整備するため、標準会議規則の改正に先立ち、関係規定を整備するものでございます。

なお、改正内容につきましては3に、また、施行期日につきましては4に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○高木健次委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○高木健次委員長 それでは、熊本県議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」「はい」と呼ぶ者あり)

○高木健次委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

なお、この規則改正については、会議規則第14条第2項の規定により、議会運営委員会の委員長名をもって議長宛てに提出し、本会議への上程については、閉会日の議会運営委員会でお諮りすることとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高木健次委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題4、県内的人口の状況について、議会事務局次長から説明をお願いします。

○鈴議会事務局次長 それでは、資料4を御覧ください。

去る8月8日の議会運営委員会において、前川委員から御意見をいただいておりました令和7年10月1日現在の県内的人口の状況について御報告いたします。

なお、今回の数値は推計値であり、公職選挙法での人口の定義は、官報で公示された最近の国勢調査結果による人口とされていることを申し添えます。

去る8月8日の議会運営委員会では、令和2年の国勢調査結果と令和7年7月1日現在の人口について御報告いたしました。

今回は、令和7年10月1日現在の推計人口について、前回と同様に、令和2年の国勢調査結果と比較して御報告いたします。

令和7年7月1日現在の推計人口から、大きな変化はありません。

まず、総人口は、173万8,301人から168万3,115人となり、5万5,186人減少しています。

次に、人口については、前回の結果と同様に、定数3人の天草市・天草郡を定数2人の上益城郡と菊池郡が上回る結果となっております。

説明は以上でございます。

○高木健次委員長 ただいまの説明について何か質問はありませんか。

○松田三郎委員 御説明があつたんで、ちょっと確認したいと思いますが、前回、そして今回の説明を聞いておりまして、聞くところによると、国勢調査の速報値が来年の5月ぐらいで出ると。ということは、今ある我々の根拠となる数字は、この直近の令和2年の国勢調査と、そして、この10月1日時点の推計人口。この推計人口というのは、ちょっと説明あつたかと思いますが、県が県内の市町村で、住民登録の増減とかあって、それを集計した数を、毎月でしたっけ、一応出しているのがこの推計人口。それは間違いないです

か。

○鈴議会事務局次長 はい。

○松田三郎委員 てことは、これ10月1日時点、11月1日時点、12月1日時点っていうのが、大体出てくるわけですね。

だから繰り返しですが、今ある数字としては、この2つしかない。だから、来年の速報値を待ってではなかなか議論が進まないんで、これを前提として議論をしていくこうということで、最後のほうの説明にありましたように、変わらず、天草市・郡と上益城郡と菊池郡を比較した場合、人口が少ない方が定数が多いっていうのは、1つの議論の対象になるんだろうと思います。今のは確認でしたので。

○鈴議会事務局次長 今委員がおっしゃられたとおりでございまして、前回の国勢調査の結果から、住民票の人口の増加、あるいは、減少した数をずっと毎月集計していったのが推計人口という形で、10月1日の推計人口の結果になっております。

それと結果につきましても、先ほど御説明しましたとおり、天草市・郡の人口が上益城郡と菊池郡の人口を下回っているといったのが今の現状でございます。

以上です。

○松田三郎委員 もう1つすみません、聞きますけれども、我々も——国勢調査が10月ぐらいですよね、各世帯なりとこう来て、その、一応その時点での集計ということで、速報値が5月にということですので、その間に増えたものは全然反映されないということですね。今調査をして——もう締切りがあったんでしようけれども、国勢調査をしました。その集計の速報値を来年5月に出す。この間に増えたものは、全くこの時点とは関係

ないっていうか、この時点の数字が速報値として出るっていう認識でいいですか。

○鈴議会事務局次長 今委員がおっしゃられたとおりで、10月1日現在の国勢調査結果の人口でございます。

○松田三郎委員 でしたら、その定数については、今の定数を踏まえて、公職選挙法の一般的な手法に基づいて算出した場合、その定数がどうなるかっていうのをぜひ事務局のほうで調べて、数字を出して報告をしてもらいたいっていうのを要望しておきます。

○高木健次委員長 よろしいですか。

○溝口幸治委員 事務局で出してもらうということでそれを待ちたいと思いますが、普通に考えれば、天草と上益城と菊池郡ですね、そこを考えると、例えば天草を3のままやつて、上益城、菊池を増やすという方法、あるいは上益城、菊池は増えて、天草が減るという方法とかって、いくつかのパターンが出てくるんだと思うんですが、最終的にはそれを皆さんで議論して決めていくという方向だというふうに理解してよろしいですかね。いくつかのパターンがあると。

○鈴議会事務局次長 今委員がおっしゃられたとおり、いくつかパターンあるかと思いますので、今後先生方でそれを御議論いただくということになろうかと思っております。

○松田三郎委員 今の御指摘に関連して、両方見合いだと思うんですね、総定数どうするかと各選挙区で、どっちかを先に決めてっていうもんじゃなくて。ていうので、増やす減らすはとりあえず置いとくとして、その参考としては、例えば、今熊本県議会の定数が、全国の同じような人口規模の県と比較して極

端に多いとか、極端に少ないとかっていうのは、ある程度比較をしないと議論を進めにくいのかなと思いますんで、その点も、人口規模が近いところの定数というのも、次に報告してもらえばと思います。

○鈴議会事務局次長 承知いたしました。また資料で提出させていただきたいと思います。

○城下広作委員 この定数の問題というか、定数を触る触らないも別として、この定数の考え方というのは、相当過去にも論議をして、過去の記憶では、全国よりも相当な数を減らしたという記憶があります。だから、多分全国と——正確に調べればいいけれども、うちはかなり定数を下げているという県で、先進県だというふうに認識しております。

それと、この表を見ると、確かに天草市・郡、それと上益城郡と菊池郡というのは数字が逆転している。これは、減の状況から見ると、通常は変えなきやいけないなという考えも出てくるのも自然だというふうに思います。ただ、定数をいじるときには、非常に慎重な論議をしなきやいけませんので、過去には、県議会の定数のことに関しては、委員会をつくってそこで論議をするというやり方もあったんですけれども、その進め方を今後どうするかということも一応考えて、定数に関しては協議していくという場面もあってもいいのかなって思うんですけども、これはどう考えるかというふうに思います。

この議運で考えるのか、委員会を別に設けて、そこで慎重に、削る削れない、またこういうふうな形の順位が逆転して、これをどうするか。こういう話は、もう少し慎重に考えながら、ちゃんと答えを持っていくということをやるべきかなと思うんですが、これはどういうふうに考えるかというふうに思います。

○溝口幸治委員 今城下先生からの御指摘、ごもっともだと思いますが、たしかここが始まるときに、そこをある程度整理して、特別委員会をつくってという過去の議論もあるけれども、課題をちょっと整理しようと、人口の流れも整理しようということで始まったと理解してますので、課題を出し合って、ここで議論しながら、その特別委員会をつくる必要があると判断すれば特別委員会に移っていくと。特別委員会ありきではなくて、今ここでやっぱり課題を整理していくことが大事かなと思います。

加えて、今この表でいくと、国勢調査で人口だけで議論してますが、ある意味、今国では、参議院とかの合区の話があって、人口だけの視点で、今後その定数などを決めていいのかという問題提起もあるんですね。そういうものも踏まえて、我々も新たな観点で、人口だけで決めていい——人口で今決めるとなっているのは、もう百も承知なんですが、やっぱり違う——面積だとか、そういうものも、新たな観点として考える必要があるのではないかというのも、ぜひ次の案を示されたとき、皆さん方で御議論をしていくというような形がいいのではないかというふうに私は感じます。

○城下広作委員 今溝口議員が言われたとおり、この定数の問題っていうのは、確かに国も今人口だけでいいのか、各都市部だけに集中するから、じゃあ面積も考えなきやいけないんじゃないかなというふうなこともごもっともだと思う。

そうなると、考えるときに、多角的にいろんなことを考えなければいかぬから、しっかりしたところで論議するようなことが必要か、この議運だけで終わるのか、これも含めて、やっぱりいろんな意見を出しながら、最終的にはどうやっていくかということで進め

るような形がいいのかなというふうに、私はそう思っています。

○松田三郎委員 たしかあれですよね。国政というか、国会議員の場合と、地方議員の公職選挙法での人口以外等かな、要素を加味できないわけではないというふうに理解をしております。

その前提で、おっしゃったように、この天草市・郡と——隣に天草市・郡もいらっしゃいますが、上益城郡、菊池郡が、いわゆる前々回の合志市の選挙区のように、人口が逆転して、これをどうかしなければならないっていうのは、ある程度共通認識ができたんだと思ております。

今後、今溝口委員の御指摘もありましたように、ほかの論点が幾つか——あるいは城下委員おっしゃったように、総定数をどうするのかっていうのが見合いで出てくる。ということは、いろいろな論点を整理するという意味で、まずは理事会で、この論点を——あまり広がり過ぎて、結局收拾つかぬごとならないように、ただおっしゃったように、それぞれの議員の身分に関わることですので、慎重に論点を整理しながら方向性をある程度幾つか出す。もちろん議運でも議論するし、場合によってはおっしゃるように、特別委員会をつくることを全く我々自民党も否定してるわけではなくて、来年度速報値が出てからというの、どういう対応が必要なのかっていうのも含めて、理事会で協議をしていくっていうのがどうかなと思いますけれども。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

交渉会派も入っておりますので。

○池田和貴委員 いろいろ御議論があるようには、やはり多角的に考えていただくことが大事だというふうに思いますし、あとは、多分今まであったかと思うんですが、我々議員としての考え方も踏まえて、県民の皆さん方

にもそれを知っていただくためには、ある一定の期間をやっぱり取る必要があるということも議論があったというふうに思っておりまして、そういうところも含めて議論を進めていただければというふうに思いますし、私もそのメンバーになれば、そういったところで話に開わらせていただきたいというふうに思っております。

○坂田孝志委員 いろいろ意見出でますから、後の取りまとめというか、取り運びのほうは委員長に一任します。

○高木健次委員長 では、ほかに質問はありませんね。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○高木健次委員長 では、この件につきましては、まだもうちょっと時間もあるようですから、理事会等、あるいはどうするか、この件については、私のほうで引き受けさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高木健次委員長 それでは、最後に、議題5、その他で、委員の皆様から何かありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○高木健次委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

次回の委員会は、一般質問最終日の12月9日火曜日に開催いたします。

時間は、午前9時30分からでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高木健次委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして、第11回議会運営委員会を閉会いたします。

午前10時25分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する
議会運営委員会委員長